

大泉町土砂等による埋立て等の規制に関する条例（案）逐条解説

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

【解説】

「生活環境」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項にいう「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものです。また、「生活環境の保全」には、当然、人の健康の保護も含まれます。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）を行うことをいう。
- (3) 小規模埋立等事業 土砂等による埋立て等を行う区域（以下「埋立等区域」という。以下同じ。）以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該埋立等区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

【解説】

1 「土砂等」とは、土砂、岩石等及び土砂に混入し、又は付着した物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物を除きます。

(1) 混入し、又は付着した物とは、土砂、岩石、化石等自然物の他、いわゆる埋戻材なども該当するものです。これは、土砂のみを対象とすると、埋戻材などは対象外となるため、混入し、又は付着した物としました。

(2) 本条例の適用後に土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していたことが明白となつた場合は、その時点で廃棄物処理法が適用されることとなります。

また、本条例の適用前に土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していることが明白な場合も、廃棄物処理法が適用されます。

2 「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土、その他土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行うことをいうものです。

- ① 「埋立て」とは、周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てるなどをいいます。
- ② 「盛土」とは、周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ、将来にわたってその形状の変更が予定等されていないものをいいます。
- ③ 「堆積」とは、一時的に土砂等を盛り、将来その形状の変更が予定等されてい るものをいいます。

ただし、生産の資材となる原材料の堆積については、一般に極めて短期間と考えられること、土壤汚染のおそれが極めて小さいこと、災害発生について労働安全衛生法で防止措置が講じることとされていることから、対象としていません。

3 次に掲げる行為については、埋立て等に当たりません。

- (1) 土砂等による埋立て等を行った後、表面をアスファルトやコンクリートなどを用いて舗装する行為。
- (2) 碎石又は再生碎石を使用して下記の構造物を設置する行為。
 - ① 道路舗装及びその他の路盤材料
 - ② 土木構造物の裏込材及び基礎材（例：ブロック積みの裏込め碎石）
 - ③ 建築物の基礎材
- (3) 事業の前に確保してあった耕作土（表土）で覆う行為。
- (4) 地盤を安定させる目的で使用するセメント及びセメント系固化材の使用については、公共事業、民間事業に関わらず国土交通省からの指針（平成12年3月24日付け建設省技調発第49号、建設省営建発第10号）に基づき適切に使用する行為。生石灰及び石灰系固化材を、地盤を安定させる目的で使用する行為。

（町の責務）

第3条 町は、町の区域内における土砂等による埋立て等の状況を把握し、土砂等による埋立て等の適正化に関する施策を講ずるとともに、県が講ずる土砂等による埋立て等に関する施策について必要に応じて協力するものとする。

【解説】

1 本条例の目的に従い、町が「土地の埋立て等の状況を把握し、土砂等による埋立て等の適正化に関する施策」を実施すること、さらに「県が講ずる土砂等による埋立て等に関する施策に必要に応じて協力する」責務を有することを明らかにしたものです。

土砂等による埋立て等の適正化に関する施策としては、本条例の制定及びその適正な運用とともに、不適正な埋立て等の防止に関する土砂等による埋立て等を行う者への普及啓発、関係機関との連携が考えられます。

(土砂等による埋立て等を行う者の責務)

第4条 土砂等による埋立て等を行う者は、土壤の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努めるとともに、埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

【解説】

1 土砂等による埋立て等を行う者は、本条例の目的を念頭に置くとともに、次の責務が課されます。

(1) 埋立て等による土壤の汚染を生じさせるおそれのある埋立等を行うことのないよう努める責務

① 埋立て等に供する土砂等の性状等を十分に確認し、有害物質や廃棄物を含むおそれのあるものを用いないようになるとともに、埋立て等の施工方法についても、汚染の拡散等が生じないよう適切な措置を講ずる等が考えられます。

(2) 土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮する責務

① 埋立て等に伴う騒音や振動、粉塵の飛散等、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことのないよう、施工計画の段階から必要な環境保全措置を講じ、影響をできる限り回避・提言することが考えられます。

(土砂等を排出する者等の責務)

第5条 土砂等を排出する者は、土壤の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めるとともに、当該排出する土砂等による埋立て等が行われる場合にあっては、適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力しなければならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者にその所有する土地を提供しようとする者は、土壤の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供すことのないよう努めなければならない。

【解説】

1 土砂等を排出する事業者等は、本条例の目的を念頭に置くとともに、次の責務が課されます。

(1) 土壤の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努める責務

① 土砂等を排出しようとする事業者等は土砂等が飛散・流出することを防ぐ措置（飛散防止シートの使用、適切な運搬方法の確保、排出段階での混入物の確認等）を講ずる等が考えられます。

(2) 適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力する責務

① 埋立て等を行う事業者に対し、土砂の性状や量等の情報を正確に提供する等が考えられます。

2 土砂等による埋立て等を行う者にその所有する土地を提供しようとする者は、次の責務が課されます。

(1) 土壤の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行う事業者等にその所有する土地を提供することのないよう努める責務

① 有害物質や廃棄物等の混入が疑われる土砂の埋立てや管理不十分な盛土等が行われるおそれのある事業者等に土地を提供することのないよう、相手の事業者等の事業内容や土砂の性状等を確認する等が考えられます。

(埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準)

第6条 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準（以下「土壤基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壤の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

【解説】

本条は、埋立て等に供される土砂等の環境基準について定めたものです。

環境基本法第16条は、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」旨を規定しており、この規定に基づき「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）が告示されております。本条例の目的を考慮し、埋立て等に供される土砂等の具体的な環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定めます。

(小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の届出)

第7条 小規模埋立等事業を行おうとする者は、埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする日の30日前までに町長に土砂等の搬入計画（以下「搬入計画」という。）を届け出なければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

- (1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
 - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
 - (3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の处分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
 - (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の处分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等による埋立て等
- 2 搬入計画を届け出ようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 埋立て等の目的
 - (3) 埋立等区域の位置及び面積
 - (4) 小規模埋立等事業を行う期間
 - (5) 埋立等区域に搬入する土砂等の数量
 - (6) 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の届出書には、埋立等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

【解説】

1 小規模埋立等を行う事業者等に土砂等の搬入を開始しようとする日の30日前までに土砂等の搬入計画を届け出ることを定めています。

ただし、第1項各号に定める埋立て等に関しては届出の規定の対象外としています。

- (1) 事業の一部として行う区域内で発生した土砂等を用いた埋立て等は、発生場所や埋立て等を行おうとする者が特定されているため適用除外としました。
- (2) 公共事業に使用する土砂等については、発注者が責任を持って事業計画を策定するため、無秩序な土砂等の埋立て等とならないと判断し、国、地方公共団体等を適用除外としました。
- (3) 他法令による許可等の处分による土地の埋立て等は、当該法令の規制により

この条例の目的を達成しているため、重ねて条例による規制が必要ないと認められることから、適用除外としました。

(4) この条例や法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等の埋立て等については、既にこの条例の目的に即した指導の下で行われるものであるため、適用除外としました。

(5) 前各号で定めているもののほか、届出の対象外となるものは規則で定めます。

2 搬入計画の届出において明記するべき事項を定めています。搬入計画を届け出る際は、各号に定める事項を網羅したものを作成する必要があります。

3 届出の提出に際し添付する必要がある書類を定めています。添付書類の詳細については規則で定めます。

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第8条 搬入計画の届出をした者（以下「届出者」という。）は、前条第2項第1号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を変更しようとする日の10日前までにその旨を町長に届け出なければならない。ただし、届出者について相続、合併又は分割があったことにより同項第1号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内に届け出るものとする。

【解説】

本条は、既に届け出ている搬入計画の変更について定めています。
埋立て等の目的、位置、面積、期間、土砂の数量等、当初の計画に変更を生じる場合は、あらかじめ変更内容について届出が必要となります。

分割及び相続については、全部を承継する場合のみを認めることとします。

(土砂等の搬入の事前届出等)

第9条 搬入計画の届出（前条の規定による変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。以下「届出等」という。）をした者は、当該届出等をした埋立等区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと又は規則で定める土砂等の数量を超えるごとに、規則で定めるところにより、搬入しようとする日の10日前までに町長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全のため緊急の必要があると町長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出には、埋立等区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が規則で定める基準（この条において「性状基準」という。）に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壤基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壤基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと町長が認めたとき。
- (2) 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

3 町長は、届出等をした者が搬入しようとする土砂等が性状基準又は土壤基準に適合しない場合であって、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、当該届出等をした者に対し、第1項の規定による届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができます。

【解説】

- 1 本条は、搬入計画届出後に届け出た埋立等区域に土砂を搬入する際、規定量以上の土砂を搬入する場合の届出について定めています。
- 2 届出に際しては搬入しようとする土砂等が、次の内容を満たしていることを証する書類を添付しなければなりません。ただし、各号に該当する場合は、書面の添付を省略できることととしています。
 - (1) 当該土砂等を排出する場所から排出されたものであること
 - (2) 性状が基準を満たしていること
 - (3) 当該土砂等が土壤基準に適合していること
- 3 搬入しようとする土砂等が性状基準に適合せず、生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、届出者に対し、報告書の提出や搬入の禁止など必要な措置を命ずることができます。

(小規模埋立等事業の完了等の届出)

第10条 届出等をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に定める日までに、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 搬入計画を届け出た小規模埋立等事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内
- (2) 休止した小規模埋立等事業を再開しようとするとき 再開する日の10日前

【解説】

本条は、搬入計画を届け出た事業を完了等した場合の届出について定めています。埋立て等を完了、休止、廃止した場合は、当該事実について確認するため、当該事実が発生した日から10日以内に届出を提出するものとしています。同様に、休止した事業を再開しようとする場合は、再開する日の10日前までに届出を提出するものとしています。

(土砂等の検査等)

第11条 届出等をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出等に係る埋立等区域内の土砂等の検査（埋立等区域から排出される水がある場合には、当該排出される水の検査を含む。以下「土壤検査」という。）を実施し、規則で定める日までに、当該土壤検査の結果を町長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、届出等をした者は、当該届出等に係る埋立等区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、町長にその旨を報告しなければならない。

【解説】

本条は、土壤検査、水質検査等について定めたものです。

- 1 小規模埋立等事業の届出をした者は、規則で定めるところにより定期的に土壤検査及び排出される水がある場合には水質検査を実施し、規則で定める日までにその結果を報告しなければなりません。
- 2 第1項の規定にかかわらず、届出等をした者は、埋立等区域内に有害物質や廃棄物を含む土砂等があることを確認したときは、直ちに、町長にその旨を報告しなければなりません。

(書類の備置き等)

第12条 届出等をした者は、搬入計画を届け出た日から当該届出等に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止する日までの間、規則で定めるところにより、当該届出等に係る搬入計画（第8条第1項の変更の届出をした場合にあっては、その届出書を含む。）の写しその他規則で定める書類及び図面を当該届出等に係る埋立等区域又は届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模埋立等事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 届出等をした者は、当該届出等に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止した日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

【解説】

本条は、関係書類の閲覧等について定めたものです。

- 1 届出等をした者は、当該届出等に係る小規模埋立等事業を完了等する日まで規則で定めるところにより関係書類を埋立等区域等の事務所に備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。
- 2 届出等をした者は、当該届出等に係る小規模埋立等事業を完了等した日から5年間、関係書類を保存しなければなりません。

(改善命令等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出等をした者に対し、期間を定めて小規模埋立等事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模埋立等事業の停止を命ずることができる。

- (1) 届出等をした者が第9条第1項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。
- (2) 第11条第1項の規定に違反し、土壤検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。
- (3) 届出等をした者が第12条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかつたと認めるとき。
- (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

【解説】

本条は、改善命令、事業の停止命令について定めたものです。

町長が、届出等をした者に対し、期間を定めて事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて事業の停止を命ずることができる事項について定めています。

(措置命令等)

第14条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反して小規模埋立等事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による土壤の汚染の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模埋立等事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

【解説】

本条は、措置命令等について定めたものです。

- 1 町長は、搬入計画を届け出なければならない規定に違反した者に対し、期間を定めて、当該小規模埋立等事業により埋立て等をされた土砂等による土壤の汚染の発生を防止するために必要な措置を命ずることができます。
- 2 変更を届け出なければならない規定に違反した者に当該小規模埋立等事業を停止し、または必要な措置を命ずることができます。

(協力要請)

第15条 町長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域の土地の所有者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、必要な協力を要請することができる。

【解説】

本条は、協力要請について定めたものです。

町長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域の土地の所有者等、その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、必要な協力を要請することができます。

(報告の徴収及び立入検査等)

- 第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に關係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に埋立等区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に關係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り埋立等区域の土砂等を取去させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

本条は、報告の徴収及び立入検査等について定めたものです。

- 1 この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域の土地の所有者等、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に關係する者に対して、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めるることができます。
- 2 報告を求めるため、職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

(関係行政機関への照会等)

- 第17条 町長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができます。

【解説】

本条は、関係行政機関への照会等について定めたものです。

この条例の規定に基づく事務に関して、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができます。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、規則への委任について定めたものです。

(罰則)

第19条 第9条第3項、第13条又は第14条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

【解説】

本条は、罰則について定めたものです。

1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する事項を定めています。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項、第8条又は第9条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第1項又は第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

【解説】

本条は、罰則について定めたものです。

50万円以下の罰金に処する事項を定めています。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第2項の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存しなかった者

【解説】

本条は、罰則について定めたものです。

30万円以下の罰金に処する事項を定めています。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【解説】

本条は、両罰規定について定めたものです。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科することを定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に着手している土砂等による埋立て等については、この条例の規定は適用しない。
- 3 第7条から第9条までの届出をしようとするものは、この条例の施行前においても、その届出を行うことができる。